



舜天王統、英祖王統、察渡王統の居城として220年も栄えた「浦添グスク」と復元された「浦添ようどれ」。身近にある史跡を通して郷土の歴史と文化に親しんでみませんか？

日時 8月23日(日) 午前8時30分 受付「ようどれ館」
午前9時 開始式
午前9時30分出発～午後0時30分(雨天の場合は中止)

参加料 大人・子どもともに300円(保険料含む)
参加資格 一般市民(小学生以上)
※ただし、小学生は保護者同伴
定員 230名
申込締切 8月15日(土) 午後5時



申込・問い合わせ
「浦添グスク・ようどれ館」
☎874-9345 (FAX兼用)
午前9時～午後5時(月曜日は除く)

参加者への注意
◆帽子、軽装、運動靴で参加してください。
◆皮膚などのかぶれやすい人は、殺虫対策をしてください。
◆参加者へは全員保険をかけていますが、安全には各自細心の注意を払ってください。

主催：非営利活動法人「うらおそい歴史ガイド友の会」
共催：浦添市教育委員会・浦添市観光協会

お知らせ

浦添市重度心身障害者(児)医療費助成について

福祉課 障がい福祉係
☎876-1234
(内線3563)

医療費助成の対象者
市内に住所がある方(ただし他市町村から市内施設に入所している方は除く)、もしくは本市から他市町村の施設に入所している方で健康保険に加入している方のうち左記のいずれかに該当する方
・身体障害者手帳1級・2級
・療育手帳A1・A2
※一定の所得制限あり

請求の方法
医療機関で支払った保険適用の領収書(月単位でまとめたもの)を持参して、毎月10日までに請求する。
※高額療養費が支給される場合は、高額療養費支給決定後の請求となる。
※領収書は診療翌月から1年以内のもの有効
医療費助成が制限される方と請求できない領収書
①所得制限で資格停止になっている方
②診療月から1年を経過した領収書
③医療保険対象外の領収書
請求に必要なもの

戦傷病者等の妻に対する特別給付金申請について

福祉課 援護担当
☎876-1234
(内線3571)

①医療保険証・受給者証
②印鑑(認印可)
③領収書(月単位でまとめて) 受給者証の更新について
すでに医療費助成受給者証の交付を受けている方の有効期間は7月31日までとなっています。新しい受給者証の発行は、福祉課窓口で随時行っています。
支給対象となる戦傷病者等の妻
①第18回または第20回特別給付金を受けた方で、平成18年10月1日において、戦傷病者等である夫が増加恩給等を受給されている。
②傷病者等である夫が次の期間に死亡された方。第18回特別給付金を受けた方。平成8年10月1日(または平成5年4月1日)から平成15年3月31日の間に夫死亡。第20回特別給付金を受けた方。平成13年4月1日から平成15年3月31日の間に夫死亡。
③平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に夫が戦傷病者として増加恩給等を受け始めたこと、または同期間に増加恩給等を受けている戦傷病者と婚姻をした妻。
申請期限 9月30日(水)

第45回沖縄県身体障害者スポーツ大会

福祉課 障がい福祉係
☎876-1234
(内線3565)
☎879-7565

身体障害者の体力の維持、社会参加促進を目的に毎年開催されています。昨年は3位の浦添市福祉地区。今年こそ念願の優勝を目指して総勢31名の選手が出場します。
日時 9月13日(日)
午前9時～午後4時半
場所 名護市宮陸上競技場
主催 沖縄県、市町村、沖縄県身体障害者福祉協会
※なお、9月10日(木)午後7時から浦添市役所9階にて選手団結団式を予定しています。

母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業の支給期間延長支給額増額について

児童家庭課 母子係
☎876-1234
(内線3612)

浦添市では、母子家庭の母に対し、就業に結びつきやすくするための資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、訓練促進費等を支給しています。
これまで訓練促進費については、修業期間の二分の一の

サン・アビリティーズうらそえ

「サン・アビリティーズうらそえ」は、障がい者の皆さんが、スポーツ・文化活動を通して、機能回復・健康増進と教養文化の向上、スポーツレクリエーションの場として設置されました。
この施設では、車イスバスケット、車イスサッカー、車イスラグビー、ボッチャ、水泳、ゲートボール、囲碁、書道等サークルの活動や、スキューバダイビング等の屋外スポーツも活動しています。
一般の市民の方もご利用いただけますので、スポーツ・教養・文化活動を通して、交流を深めてはいかがでしょうか！



施設内容 教養文化室(和室)・研修室・体育館・音楽室・卓球室
談話点字図書コーナー・トレーニング室・温水ミニプール等
利用時間 午前9時～午後10時
休館日 月曜日(国民の祝日にあたる場合はその翌日)
年末年始(12月28日～1月3日)
問い合わせ サン・アビリティーズうらそえ ☎876-3477
福祉課 障がい福祉係 ☎876-1234 (内線3564)

訓練促進費の支給期間

修業する全期間(ただしこの全期間とすることについては、平成24年3月31日までに修業を開始している方が対象となる特例です。)
支給額
高等技能訓練促進費
・月額141,000円
(市民税非課税の方)
・月額70,500円
(市民税課税の方)
入学金支援一時金
・50,000円
(市民税非課税の方)
・25,000円
(市民税課税の方)

児童扶養手当特別児童扶養手当の「現況届」について

児童家庭課
☎876-1234
(内線3613)

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給中の方は、受給資格確認のため「現況届」が必要です。この届出がない場合、8月以降(12月振込)の手当が受けられなくなりますが、必ず届出を行ってください。また、児童扶養手当の受給者については、「母子・父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。
受付場所 市役所9階講堂
受付期間 8月6日(木)～8月28日(金)
※ただし、特別児童扶養手当の現況届は、8月11日(火)より受付します。
受付時間
午前9時～11時
午後1時～4時
通知による指定があります。(指定日に都合がつかない方は期間内に届出をしてください。土日を除く)
混雑が予想されますので、できるだけ指定日にお越しください。
また、所得の申告をまだ済まされていない方は、現況届を提出する前に所得の申告および確認をお願いします。
※平日に都合がつかない方のために、今年も次の休日に受付を行います。
8月16日(日)
午前9時～11時
午後1時～4時

